

E i w a N e w s

寄附金損金算入限度額、減価償却費の改正

平成 24 年 6 月
(No. 083)

平成 23 年 12 月に公布された税制改正につきましては、本誌 NO. 77 でその概要をご紹介しておりますが、今回は、その中から法人が支出する寄附金の損金算入限度額と減価償却費の改正についてご紹介いたします。

[1] 寄附金の損金算入限度額の見直し

1. 改正概要

法人が支出する寄附金のうち、特定公益増進法人等に対する寄附金に係る特別損金算入限度額が拡充され、一般の寄附金に係る損金算入限度額が縮減されました。

<改正前>

特定公益増進法人等に対する寄附金

$$\left\{ \left(\text{資本金等の額} \times \frac{\text{当期の月数}}{12} \times 0.25\% \right) + \left(\text{所得の金額} \times 5\% \right) \right\} \times \frac{1}{2}$$

一般の寄附金

$$\left\{ \left(\text{資本金等の額} \times \frac{\text{当期の月数}}{12} \times 0.25\% \right) + \left(\text{所得の金額} \times 2.5\% \right) \right\} \times \frac{1}{2}$$

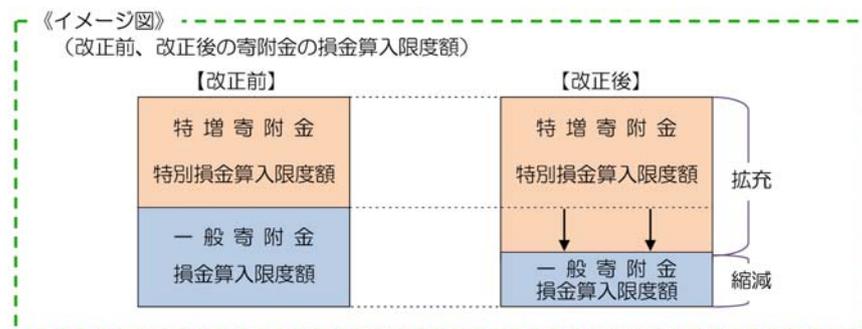
<改正後>

特定公益増進法人等に対する寄附金

$$\left\{ \left(\text{資本金等の額} \times \frac{\text{当期の月数}}{12} \times \underline{0.375\%} \right) + \left(\text{所得の金額} \times \underline{6.25\%} \right) \right\} \times \frac{1}{2}$$

一般の寄附金

$$\left\{ \left(\text{資本金等の額} \times \frac{\text{当期の月数}}{12} \times 0.25\% \right) + \left(\text{所得の金額} \times 2.5\% \right) \right\} \times \underline{\frac{1}{4}}$$



(注)
特増寄附金のうち特別損金算入限度額を超える部分の金額は、一般の寄附金の額に含めて損金不算入額を計算します。

※ 特定公益増進法人とは、公共法人や公益財団法人及び公益社団法人などの公益法人等をいいます。

2. 適用時期

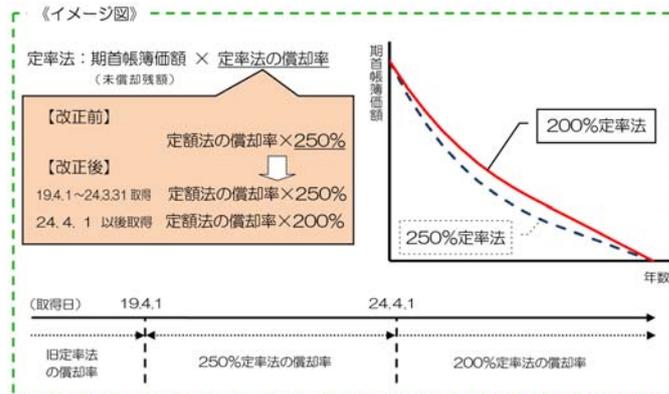
平成 24 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用となります。

[2] 減価償却費（定率法）の償却率等の見直し

1. 改正概要

- ① 平成 24 年 4 月 1 日以後に取得した減価償却資産に適用される定率法の償却率が、定額法の償却率を 2.5 倍した償却率(250%定率法)から、定額法の償却率を 2 倍した償却率(200%定率法)に引き下げられました。

この償却率の改正に伴い、平成 24 年 4 月 1 日以後に取得した減価償却資産に適用される「保証率」及び「改定償却率」についても改正されています。



- ② 平成 24 年 4 月 1 日以後に資本的支出を行った場合においては、その資本的支出により新たに取得したものとされる追加減価償却資産についても、200%定率法により償却を行うこととなります。

2. 特例①

改正事業年度（平成 24 年 4 月 1 日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度）において有している減価償却資産について定率法を選定している法人が、平成 24 年 4 月 1 日からその事業年度終了の日までの期間内に取得した減価償却資産については、その減価償却資産を平成 24 年 3 月 31 日以前に取得したものとみなして、250%定率法により償却することができます。

この特例の適用は法人の任意選択です。税務署への届出等の手続きも必要ありません。

3. 特例②

250%定率法により償却している減価償却資産を有する場合において、税務署長に「200%定率法の適用を受ける旨の届出書」を提出したときは、改正事業年度又は平成 24 年 4 月 1 日以後最初に開始する事業年度のいずれかの事業年度以後の各事業年度における償却限度額の計算については、その減価償却資産の全てを平成 24 年 4 月 1 日以後に取得したものとみなして、200%定率法により償却することができます。

この特例の適用を受ける場合には、平成 24 年 4 月 1 日の属する事業年度の法人税確定申告書の提出期限までに、上記の届出書を提出しなければなりません。

ご不明な点等がございましたら、お気軽に弊事務所の担当者までご連絡くださいますよう、よろしく願いいたします。